

基発第 0331035 号

平成 18 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

「地域産業保健センター事業実施要綱」の改正について

標記委託事業について、今般、都市部における輪番等による相談窓口の設置の新規事業追加に伴い、別添のとおり「地域産業保健センター事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)を改正したので、了知の上、その運用上遺漏のないようにされたい。

なお、平成 17 年 3 月 31 日付け基発第 0331020 号「地域産業保健センター事業委託要綱等の改正について」のうち、実施要綱部分は廃止する。

別添

地域産業保健センター事業実施要綱

1 目的

産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場（以下「小規模事業場」という。）にあつては、経営基盤が脆弱であること等の理由により、事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する健康指導、健康相談等の産業保健サービスを労働者に提供することが困難な状況にある。

このため、小規模事業場に働く労働者に対する産業保健サービスを充実させることを目的として、地域産業保健センターを設けるものとする。

2 実施方法

本事業は郡市区医師会（以下「受託者」という。）に委託して実施する。

3 事業の対象

原則として、小規模事業場の事業者及び労働者とする。

4 事業の内容

事業の内容は次のとおりとする。

(1) 健康相談窓口の設置

医師等が事業者及び労働者からの健康相談に応じる窓口を開設する。

(2) 個別訪問産業保健指導の実施

医師等が事業場を個別に訪問し、健康管理等に関して指導、助言を行う。

(3) 産業保健情報の提供

日本医師会認定産業医、産業医となることを希望する医師、労働衛生コンサルタント、医療機関、労働衛生機関等の名簿を作成し、閲覧に供する。

(4) 地域産業保健センター運営協議会の設置

地域産業保健センターの業務を円滑に推進するため、関係郡市区医師会と協議のうえ、地域産業保健センター運営協議会を設置する。

(5) 説明会の開催

地域産業保健センターの設置及び業務を広報するため、説明会を開催する。

(6) 地域産業保健問題協議会の設置

地域産業保健センター事業の効率的な推進を図るため、地域産業保健問題協議会を設置し、産業保健対策に係る問題点や対応策等について検討を行う。

(7) 医師による面接指導の実施

医師が労働者に対し過重労働による健康障害防止及びメンタルヘルスに係る面接を行い、必要に応じて事業者、人事労務管理者に対する指導・助言を行う。

(8) 働き盛り層のメンタルヘルスケア支援

地域産業保健センターが主体となって、精神科医、保健師、カウンセラー等を講師とした、メンタルヘルスケアに係るセミナーを実施すると共にセミナー参加者の中で、希望する者に対し、精神科医、保健師、カウンセラー等が個別相談に応じ、その相談内容に応じ、専門医の紹介などを行う。

(9) 都市部における輪番等による相談窓口の設置

都市部の地域産業保健センターにおいては、近隣の郡市区医師会と連携の下で、事業場の身近な医療機関等においても、容易に相談や面接指導を受けられるよう輪番等により、一定の割合で近隣の郡市区医師会が主体となって、地域の医療機関や中小企業団体の協力の下で相談窓口や面接・指導等を実施できる体制の強化を図る。

上記事業のうち、(6)及び(8)については、それぞれ都道府県労働局長が指定する特定の地域産業保健センターにおいて実施することとする。

また、(9)については、平成18年度は東京23区及び大阪市を対象地域とする。

5 事業の実施計画

受託者は、事業の実施内容及び時期に関する実施計画を策定するものとする。

6 事業の報告

受託者は、事業の終了後、事業を実施した内容及び時期を都道府県労働局長に報告するものとする。

7 その他

本事業の実施に当たって、受託者は、都道府県労働局長及び労働基準監督署と十分な連携を取ることとする。